

東京都ひとり親家庭自立支援計画（第 5 期）策定に係る区市町村へのアンケート調査項目

【母子・父子自立支援員の配置状況】

Q1 経験年数による人数内訳を入力してください。（令和 6 年 4 月 1 日時点）

・1 年未満 ・1 ～ 3 年未満 ・3 ～ 5 年未満 ・5 ～ 10 年未満 ・10 ～ 15 年未満 ・15 年以上

Q2 母子・父子自立支援員の配置場所を教えてください。

・福祉事務所 ・児童福祉部門 ・その他（具体的な内容を記載）

【相談支援の実施状況】

Q1 ひとり親家庭の方が窓口に来所するきっかけを選択してください。【複数回答】

- ・区市町村ホームページ
- ・区市町村の広報印刷物
- ・東京都ひとり親家庭支援センター（はあと・はあと多摩）による紹介
- ・シングルママ・シングルパパくらし応援ナビ Tokyo（ひとり親家庭向けポータルサイト）
- ・保育所・地域子育て支援事業等からの紹介
- ・その他（具体的な内容を記載）

Q2 ひとり親家庭による相談が多い内容を選択してください。【複数回答】

・子育て・生活支援、経済的支援、就業支援、居住支援、学習支援（親）、学習支援（子供）、
不登校・ひきこもり、病気・障害（親）、病気・障害（子ども）、法律関係、養育費、親子交流、
離婚前の相談、その他（具体的な内容を記載）

Q3 ひとり親家庭の相談支援を行う中での課題を選択してください。【複数回答】

- ・支援が必要な人に情報が届かない
- ・支援するためのサービスが不足している（具体的な内容を記載）
- ・ひとり親家庭の相談窓口以外で把握した情報が共有されない。
- ・経済的に困窮している家庭の増加による支援策、サービスの不足
- ・青年・若者期の子育て相談の増加
- ・ヤングケアラーの状況把握や対応
- ・虐待への対応
- ・DV への対応
- ・障害や精神疾患がある方への対応（具体的な内容を記載）
- ・外国籍の方への対応（具体的な内容を記載）
- ・母子父子自立支援員の確保
- ・支援員不在時の対応
- ・課題はない
- ・その他（具体的な内容を記載）

Q4 ひとり親家庭への相談窓口となる部署において、戸籍・住民、生活保護、教育、就労、住居等の関係部署とどのように連携を取っていますか。【複数回答】

- ・定期的に関係者会議を実施している。
- ・事業周知への協力を求めている。
- ・必要に応じて情報提供を行っている。
- ・連携はしていない。
- ・その他（具体的な内容を記載）

【ひとり親家庭ホームヘルプサービス】

Q1 実施していますか。

- ・実施している
- ・実施していない

Q2 子ども・子育て支援事業計画（またはこども計画）に組み込まれていますか。

- ・組み込まれている
- ・組み込まれていない

Q3 支援内容を選択してください。

- ・子育て支援（保育サービス及びこれに付帯する便宜）
- ・生活援助（家事・介護その他の日常生活の便宜）

Q4 委託している事業者名を入力してください。

Q5 支援内容によって複数の事業者に委託していますか

- ・複数委託している（事業者数を記載）
- ・1カ所に委託している

Q6 委託事業者は足りていますか。

- ・足りている
- ・不足している（要因を記載）

Q7 他の事業との抱き合わせで委託していますか

- ・している
- ・していない

Q8 利用者への周知は充分であると思われますか。

- ・充分である
- ・不足している（要因を記載）

Q9 支援者の要件ありますか。

- ・ある（要件を記載）
- ・ない

Q10 支援者の育成を行っていますか。

- ・行っている（具体的な内容を記載）
- ・行っていない

Q11 利用者のニーズとサービスのマッチングは適切に行われていますか。

- ・適切である
- ・適切ではない（要因を記載）

Q12 ひとり親ホームヘルプサービスでその他課題があれば記載してください。

【養育費確保支援】

Q1 養育費確保支援のために実施している/実施していないがニーズはあると思う取組について選択してください。

【複数回答】

- ・母子・父子自立支援員による相談
- ・家庭裁判所調停委員、社会保険労務士等による専門相談
- ・養育費に関する講演会・セミナー等の開催
- ・チラシ・リーフレット等の配布
- ・戸籍・住民担当部局との連携（具体的な内容を記載）
- ・公正証書等による債務名義の作成支援
- ・戸籍抄本等の書類取得支援
- ・養育費立替保証契約締結に要する保証料の助成
- ・自治体が養育費の催促・立替・回収を行う事業
- ・ADR（裁判外紛争解決手続）の利用に係る費用の助成
- ・支払い義務者への連絡・調整
- ・その他（具体的な内容を記載）

Q2 養育費確保支援を行う上での課題として当てはまるものを選択してください。【複数回答】

- ・職員の資質向上や専門相談員の確保
- ・事業内容の周知
- ・関係部署との連携
- ・予算の確保
- ・事業を実施するためのノウハウが不足
- ・課題はない
- ・その他（具体的な内容を記載）

【民法等の一部を改正する法律 成立関係】

Q1 民法等の一部を改正する法律が成立し、離婚後の父母の子の養育に関する責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流等に関する規定が見直されたことに関して、課題だと考えていることを選択してください。【複数回答】

- ・ひとり親、離婚を考えている方への制度の周知
- ・関係機関（学校、医療機関等）への制度の周知
- ・母子・父子自立支援員等の相談対応を行う職員の制度理解
- ・当事者からの法的な相談の増加
- ・親子交流支援
- ・離婚時の子どもの意思の確認
- ・課題はない
- ・その他（具体的な内容を記載）

Q2 民法等の一部を改正する法律成立に関する都への要望に当てはまるものを、選択してください。

【複数回答】

- ・新たな制度についての普及啓発
- ・母子・父子自立支援員等を対象にした研修の実施
- ・母子・父子自立支援員等への助言
- ・その他（具体的な内容を記載）

【ひとり親家庭支援について都への意見・要望等ございましたら記載してください。（自由記載）】